

(別記4-2)

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程

平成26年4月1日制定
平成27年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、三重県農地・水・環境保全向上対策協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うこととする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遗漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならぬ。

(事務処理体制)

第3条 協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

一 事業計画の認定支援に係る事務

（事務分担組織 責任者）

三重県土地改良事業団体連合会

指導情報課課長

二 広域協定の指導・審査に係る事務

三重県土地改良事業団体連合会

指導情報課課長

三 対象組織の活動実施状況確認に係る事務

三重県土地改良事業団体連合会

指導情報課課長

四 推進・指導に係る事務

三重県土地改良事業団体連合会

指導情報課課長

五 交付・申請事務支援に係る事務

三重県土地改良事業団体連合会

指導情報課課長

六 その他多面的機能支払推進交付金に係る事務

三重県土地改良事業団体連合会

指導情報課課長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る三重県農地・水・環境保全向上対策協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る三重県農地・水・環境保全向上対策協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

平成24年4月6日制定の協議会事務処理規程は廃止し、新たにこの規程を平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。